

令和 3 年度
社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団 職員（保育士）採用選考実施要項

令和 3 年 7 月 1 日
渋谷区社会福祉事業団

1. 採用職種、採用予定人数及び勤務場所

| 職 種 | 採用区分 | 採用予定人数 | 勤務場所 |
|-----|-------|--------|---------------------------------------|
| 保育士 | 短大卒程度 | 15人 | 渋谷区社会福祉事業団が運営する渋谷区内の こども園・保育園のいずれか |

2. 受験資格

次の要件をすべて満たす人が受験できます。

(1) 年齢等

国籍を問わず(※)、昭和51年4月2日以降に生まれた人

(2) 資格等（次のいずれかに該当する人）

① 保育士及び幼稚園教諭の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

但し幼稚園教諭の資格を有し、免許状の有効期限が切れている場合は、採用予定日までに再講習修了見込の方が対象になります。

② 令和4年3月31日までに①の資格を取得する見込みの人

③ 保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を有し、採用後、取得していない資格を取得する意欲がある人

(3) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人（区に準ずる）

※受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

3. 採用予定年月日

令和4年4月1日

※採用内定者については、令和4年2月と3月に7日程度の採用前研修を実施します。

（研修手当支給有り・日数に関しては相談可）

4. 選考日程・内容

(1) 第一次選考

| | | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------|------------------|-----|
| 実施日 | 令和3年9月4日(土) | | |
| 場所・集合時間 | 受験票交付時に通知します | | |
| 選考方法 | 筆記試験 | 択一及び記述式(一般教養・専門) | 1時間 |
| | 作文 | 課題式 600字~800字 | 1時間 |
| 合格発表 | 令和3年9月下旬(予定) ※合否にかかわらず、受験者全員に結果を通知します。 ※合格者はホームページで受験番号を発表します。 | | |

(2) 第二次選考 ※感染症流行の状況により、実施日や内容を変更する場合があります。

第一次選考合格者を対象に実施します。

| | |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 実施日 | 令和3年10月21日(木)、22日(金)、23日(土)の、 いずれか1日(実施日は指定します)。 |
| 場所・集合時間 | 第一次選考結果と合わせて通知します。 |
| 選考方法 | 実技、面接 |

※ 第二次選考に際して、園児のいる保育室に入る場合がありますので、受験者が直近に受診した健康診断の結果を提出していただきます。

(3) 最終合格発表

令和3年11月初旬(予定)

※第一次・第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果を通知します。

※合格者はホームページで受験番号を発表します。

5. 勤務条件等

(1) 身分

社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団 正規職員

(2) 給与 [令和3年4月1日現在]

| | |
|---------|------------------------------|
| 初任給(月額) | 約195,200円~約260,400円(地域手当を含む) |
|---------|------------------------------|

※採用前の経歴等に応じて給与額を決定します。

※該当者には、クラスリーダー手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

※世帯主であり、借家・借間に居住している場合は、最大月額27,000円の住居手当を支給します。なお、年齢により手当の額が変わります。

※[収入例]

経験年数8年 / 年収 約4,103,900円

※給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(3) 勤務時間等

勤務時間

7時25分から20時45分までの間で8時間（休憩時間45分）

勤務日

原則として月曜日～土曜日（変形労働時間制による週平均40時間勤務）

年次有給休暇等

- ・年間20日（4月1日採用者）
- ・その他特別休暇（慶弔休暇、妊娠出産休暇、夏季休暇等）があり、それぞれについて日数が定められています。

その他

- ・社会保険・労働保険加入、退職金制度あり。
- ・渋谷区保育従事職員宿舎借上げ支援事業に基づき、賃料・礼金・敷金・転居費用（引越し代）等を補助します。（補助期間あり・補助額上限あり・希望者多数の場合は抽選）

6. 申込手続

(1) 申込方法

次の①と②を簡易書留（レターパックプラスも可）により郵送してください。

① 必要事項を記入、**写真を貼付**した「令和3年度 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団職員（保育士）採用選考申込書」

② **長形3号封筒**〔表面に、郵便番号、住所及び氏名 を記入し、**84円切手を貼付したものの**〕**2通**（受験票送付用及び第一次選考結果送付用に使用します。）

※申込書類を普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※「令和3年度 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団 職員（保育士）採用選考申込書」は、令和3年7月1日（木）より渋谷区社会福祉事業団のホームページからダウンロードすることが出来ます。

（PDFファイルを見るには、Adobe社から無償配布されているAdobe Reader等のソフトウェアが必要です。）

※渋谷区社会福祉事業団ホームページ

<https://shibuyaswc.jp/recruit/>

| | |
|------|-------------------------------|
| 受付期間 | 令和3年7月1日（木）から8月20日（金）まで（消印有効） |
|------|-------------------------------|

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問 合 せ 先 | 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団 こども未来課採用担当 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-18-9 渋谷区美竹の丘・しぶや 地下1階 電 話 03-6418-5286 (直通) F A X 03-3486-5780 E-mail kodomomirai@shibuyaswc.jp |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 受験票の交付

8月下旬から順次、受験票送付用の封筒により受験票を郵送します。

※9月1日(水)までに届かない場合は、こども未来課採用担当にお問い合わせください。

7. 採用応募書類に関する個人情報の取扱いについて

採用応募書類により提出された個人情報については、下記の通り取扱います。内容を確認の上、ご同意された方のみ採用応募書類をご提出ください。

(1) 利用目的

- ア 採用選考に関する文書の送付、事務連絡等のため
- イ 採用選考業務(合否決定、試験の監督等)のため
- ウ 採用決定者については、採用後の人事管理等のため

(2) 第三者への提供

法令等に基づく場合を除いて、当個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

(3) 不合格となった場合の採用応募書類について

採用応募書類は返却いたしません。不合格となった方の採用応募書類の取扱については、シュレッダーにより破棄いたします。ただし、採用辞退者が発生した場合に備えて、一部の個人情報については、一定期間保管し第1号の目的に使用することがあります。なお、期間経過後はシュレッダーにより破棄いたします。

8. 参考

地方公務員法第16条(昭和25年法律第261号)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(※注1)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体(※注2)において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※注1 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

※注2 第3号中「当該地方公共団体」を「地方公共団体」と読み替えます。